



広報 まつの

平成31年

1

月号

January



12月11日(火)「みんな元気な蔵奥づくり」作戦／奥野川集会所

平成31年年頭のご挨拶



松野町長 坂本 浩

新年、明けましておめでとうございます。町民の皆さまには、平成という元号のもとの最後のお正月を、穏やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、町政運営に際し格別のご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。私の任期も半ばを過ぎ、これまでの二年間の反省や教訓を活かして、新しい時代にふさわしい松野町の創造に取り組まなければならないと、任期後半を迎えて決意を新たにしているところでございます。

さて、昨年を振り返りますと、何ととっても七月七日に発生した記録的な浸水害が、最も大きな出来事でありました。あの日は、これまで見たこともないほど水かさが増した広見川が、濁流となって町内各所の人家や田畑を呑み込み、町民の皆さまの生活に大きな打撃を与えました。先の見えない不安感と閉塞感が暗雲のように町内を覆いましたが、やがてその絶望の淵から被災者が前を向いて立ち上がり、ご近所の皆さまや消防団、中学生や高校生、地域おこし協力隊など町内の多くの方々が被災者に温かい手を差し伸べ、町外からもたくさんの方々がボランティアに駆けつけていただき、その献身的な活動のおかげで、徐々に平穏な日常を取り戻しつつあるのではないかと思っています。この様子を見たときに、まだまだ復旧復興の道は完全には成し遂げられてはいませんが、松野町には地域を守っていく絆がしっかりと残っていると感ずることができました。過疎化高齢化が顕著な本町ではありますが、このような人と人との繋がり、他者への思いやりを大事にする地域社会が存続できれば、必ずや森の国・松野町の未来は、明るく輝くものになると確信しております。

新しい元号が制定され、今年松野町にとっても大きな変革の年になると思われれます。「初心を忘れず、改革を恐れず」を町政推進の基本として、守らなければならないものと変えていくべきものをしっかりと見極めながら、松野町の舵取り役としての役目を果たしていく所存であります。そのため、新年度において、次の五つの分野においてそれぞれ重点プロジェクトを設定し、これまでの成果や問題点を反映させながら、その具現化に取り組んでまいります。

まず、一つ目の福祉・保健の分野では、「健やかで生きがいに満ちた森の国」を実現するため、中央診療所と地域包括支援センターの機能強化と人材確保に取り組み、高齢者や障がい者をはじめとするすべての町民が、健康で安心して生活できるようにきめ細かな支援を行います。

二つ目の産業振興の分野では、「賑わいと活気にあふれた森の国」を目指して、基幹産業である農林業の担い手確保と農地保全を図るとともに、懸案となっている森の国ホテルの営業再開のために最善の策を実行し、合わせて起業の支援と雇用の創出による地域経済の活性化に努めます。

三つ目の環境・防災の分野では、「安全で快適な暮らしの森の国」を構築するため、今回の豪雨災害の教訓を活かし、地震や台風など大規模災害を想定した避難訓練の実施など、平時からの徹底した防災・減災対策を実施します。また、生活に密着した道路や水道、用排水路などインフラの適切な管理を図るため、財源の捻出方法など基本的な仕組み作りに着手します。

四つ目の教育・子育ての分野では、「子どもたちの夢が広がる森の国」を合言葉に、子どもたちの地域に対する誇りと愛着を育むカリキュラムを実施します。また、情報の受発信と世代間交流の拠点となる図書館機能の整備について、具体的な計画を提示していきます。

最後に、行政運営の面では、「揺るぎない行政基盤の森の国」を構築するため、町民の皆さまのご意見やご提言に真摯に耳を傾けながら、常にコスト意識をもって、選択と集中による効率的で効果的な行政運営に取り組みます。特に、新庁舎の建設計画については、平成30年度に策定した新庁舎建設基本計画に基づき、着実に進めていく決意です。

これらの重点プロジェクトを、役場職員の総力を結集して、スピード感をもって具現化していく所存でありますので、どうぞ皆さまの温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。そして、本年が皆さまと松野町にとって素晴らしい年になりますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

11月10日

チャリティレクバレー大会

11月10日(土)、スポーツ交流センターでスポーツ推進委員会主催のチャリティレクバレー大会が開催されました。

この大会は、スポーツに親しみ、スポーツを通して社会福祉に寄与することを目的に毎年行われています。

今年も町内外の各種団体や職域、スポーツクラブなどから42チーム、延べ306人が参加し、16時から24時まで2時間ごとの4クールに分かれてリーグ戦を行い、各クールで和気あいあいとした雰囲気の中、試合が繰り広げられました。

また、ロビーでは「チャリティーうどん」の販売も行われ、選手たちは温かいうどんに舌鼓を打ちながら、親睦を深めていました。

当日は参加された各チームの皆さんから8万2千225円の募金が寄せられ、この募金はチャリティーうどんの販売利益8千559円と合わせて、11月14日(水)、吉本純二委員長、岡正司副委員長から坂本町長へ7月豪雨災害への支援金として贈呈されました。暖かいご支援をありがとうございました。



11月15日

町内音楽発表会

11月15日(木)、コミュニティセンターで、町内の小・中学校の児童生徒による音楽発表会が開催されました。

今回で60回目の節目を迎えるこの発表会は、町内の小・中学校の児童生徒が一堂に会し、日頃の練習の成果を発表するもので、他校の発表を聞けるよい機会となっています。

開会後の全体合唱では、小・中学生全員で「ふるさと」を合唱。その後、小学生は元気の良い合奏や合唱を、中学生は美しい混声合唱を披露しました。

今年度は、松野中音楽部による箏アンサンブル「サザエさん」「涙そうそう」が披露された後、中学校全校生徒による合唱が披露されました。日頃の練習の成果を十分に発揮することができ、お互いの音楽を聴き合うことで、より交流を深めることができましたようです。



▶松野西小学校



▶松野東小学校



▶松野中学校

11/11

吉野生地区文化祭

11月11日(日)、吉野生交流促進センターを主会場に地元の文化団体や地域ボランティアによる文化祭が開催されました。

当日は、書道・生け花・押花絵・ちぎり絵・写真・俳句・絵手紙や東小児童の作品が展示されたほか、特産品、杵つき餅の実演販売、バザーや老人クラブのフリーマーケットなどが行われ、大勢の来場者で賑わいました。

また、芸能大会では、鬼城太鼓の演奏をはじめ、吟詠・コーラス・大正琴・オカリナ・地元愛好会のカラオケ・日舞・園児や児童のステージが披露され、日頃の練習の成果を十分に発揮し、満席の会場からたくさんの拍手が送られていました。芸能大会終了後には餅まきが行われ、盛会のうちに締めくくられました。



11/17

吉野生地区保健推進会 さわやかウォーク

11月17日(土)、松山市道後周辺で道後ゆけむり遍路道ウォークが開催され、吉野生地区保健推進会、「歩き隊」から26名が参加されました。

当日は、天候にも恵まれ道後公園で受付、開会式を済ませた後、約5kmの松山道後街のデザインと面白建築を巡るコースを1時間〜2時間程度で全員が完歩しました。学生ガイドさんの説明や、おもてなしを受け、とても気持ちのよいウォーキングとなったようです。

すでに14回のイベントを実施している「歩き隊」では、これからも楽しいウォーキングを継続していきます。皆さんも是非、ご参加ください。



公民館地区	開催日	会場	参加者数
松丸地区	10月24日(水)	山村開発町民センター	60人
目黒地区	10月25日(木)	目黒基幹集落センター	24人
吉野生地区	11月6日(火)	吉野生交流促進センター	50人



住民座談会の開催について

7月豪雨災害の影響により中断していた住民座談会を町内3か所で地区公民館ごとに開催し、合わせて134名の方が参加されました。今回の座談会では、担当職員から「新庁舎建設について」、町長から「森の国ホテルをはじめとする観光施設の運営について」それぞれ説明を行った後、意見交換が行われました。参加された方からは、新庁舎や森の国ホテルの今後の運営方法等について貴重なご意見やご提案をいただきました。

防災安全コーナー

火災予防運動・防火パレード

11月9日から15日の全国秋の火災予防週間に併せて、町消防団でも11日(日)に防火デー行事として、各部車両による防火パレードや消防施設の点検、各家庭に防火宣伝ビラの配布等、町内全域に火災予防を呼びかけました。

これからの季節は、空気が乾燥し、ストーブなど火を取扱う機会も増え、火災が起こりやすくなってきます。火の取扱いには十分気をつけましょう。

～忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認～



松野町防災フェア2018

11月11日(日)、吉野生地区文化祭に併せて、吉野生多目的広場で町防災士連絡協議会(会長 松本 澄夫)が主体となり、松野町防災フェア2018が開催されました。

当日は、森の国トーチ(スウェーデントーチ)を使った炊出し体験、水消火器による初期消火の訓練、家具転倒防止具や避難グッズの展示が行われ、参加者は防災士などから説明を受けていました。参加者からは、「ためになった」、「また参加したい」との声が多くありました。



また、宇和島警察署や自衛隊愛媛地方協力本部宇和島地域事務所にも参加していただき、パトカーや白バイ、ジープなどの車両展示や7月豪雨災害での活動状況のパネル展示がされ、防災意識の普及が図られました。

日頃から防災活動に関心を持ち、各家庭での備えをお願いします。

民生委員・児童委員協議会交流会

10月9日(火)、町民センター大会議室で、山口県鹿野町と本町の民生委員・児童委員協議会が交流会を行いました。

それぞれの協議会における日常の活動や7月豪雨災害の様子など、スクリーンを使ってお互い紹介しあつた後、グループ討議を行いました。

グループ討議では、民生委員としての心構えや活動時における様々な情報を交換し合い、交流を深めました。



第31回愛媛県小学校陸上運動記録会

11月12日(月)、県総合運動公園で、第31回愛媛県小学校陸上運動記録会が開催され、本町から3名の児童が出場しました。

選手はそれぞれの競技で日頃の練習の成果を発揮し、自己ベストを目指して頑張りました。走り高跳びでは、西小6年生の鈴木由乃さんが2位入賞し、優秀な成績を修めました。



森田 位さんが 地方教育行政功労者表彰を受賞

10月12日(金)、森田位さんが地方教育行政功労者文部科学大臣表彰を受賞されました。

森田さんは、平成22年4月から8年6か月にわたり教育長として在職しましたが、人心緑化の精神と人権尊重を基本理念に「森の国まつり」の豊かな自然や歴史文化資源、人材等を活用し「人づくり」に重点を置いた教育を推進されました。

特に平成25年度の松野中学校校舎の改築をはじめ、各学校施設の耐震化や大規模改修工事を積極的に進め、安全で安心な学校施設の適正な管理に努められました。

また、学校へのタブレット等のICT機器の導入や人材育成基金を活用した中学生の海外語学研修派遣を実施するなど新たな事業を創出し教育環境の充実に尽力されました。

さらに、史跡「河後森城跡」の整備と活用、重要文化財「目黒山形関係資料」の修理助成に積極的に取り組むとともに、平成28年度には全国51例目となる「奥内の棚田及び農山村景観」の重要な文化的景観選定にも尽力し、特色ある地元の文化遺産の振興にも大きく貢献されています。



久保田 慶蔵さんが 自然公園指導員環境省自然環境局長表彰を受賞

久保田慶蔵さんが自然公園指導員局長表彰を受賞され、11月13日(火)に坂本町長より伝達されました。

この表彰は、自然公園指導員として永年に渡ってその職務に精励し、その功績が特に顕著であると認められた方に贈られるものです。久保田さんは、足摺宇和海国立公園滑床溪合にある森の国ホテルに勤務するとともに、「滑床を愛する会」にも属し、自然環境保護や利用者の事故防止など、安全面に対しても積極的に取り組まれています。自然保護指導員として、四季を通じて様々な活動に取り組んでいる功績が認められ、この度の受賞となりました。



自衛官募集相談員委嘱式

11月21日(水)、自衛官募集相談員委嘱式が行われました。

自衛官募集相談員は、自衛隊志願者に関する情報の提供や自衛隊愛媛地方協力本部の行う募集のための一般的及び個別的広報に対する援助を行い、安定した入隊者の確保をはじめ、防衛意識の普及等、防衛基盤の育成にも貢献する極めて重要な役割を担っていただくものです。

今回、2年の任期満了に伴い、岡村悦男さん、松江政代さんの2名が、引き続き自衛官募集相談員として委嘱を受けられました。



▲町長 岡村悦男さん 松江政代さん 自衛隊愛媛地方協力本部 越智副本部長

第七回 不器男の庭

「不器男ゆかりの地をめぐる休日 その1」

地域おこし協力隊 川嶋健佑

一年の残りの日が指で数えられるほどしかない時期のことを俳句の世界では「数え日」と言い、冬の季語になります。ちなみに冬は十一月七日の立冬からとなっています。紅葉は一般的には秋の季語ですが、河後森城のイロハ紅葉は立冬を過ぎた頃から色づき始めます。

さて、立冬を少し過ぎた十一月十日に「不器男ゆかりの地をめぐる休日」というフィールドワークを行いました。これは今年で六十五回を迎える不器男忌俳句大会に向けて、不器男の理解を深めることを目的に開催されました。講師に愛媛大学教育学部准教授の青木亮人さんをお迎えし、不器男さんが親しんだ河後森城と婿入りした太宰家を訪れ不器男の句について解説していただきました。

この企画でいくつか句碑を巡りました。町内には十七基の句碑がありますが、太宰家にも「銀杏にちり／＼(※)の空暮れにけり」の句碑が一基あります。これは不器男さんが庭の大銀杏を見て作った作品とされています。不器男さんが真下から眺めていたのであろう太宰家の大銀杏を見上げると銀杏の枝の間から空が見え隠れします。銀杏から見える

空は不器男さんの将来に対する希望や不安などが反映されていたのかもしれない。銀杏を見上げるとき参加者一同が不器男さんと同じ気持ち

※ 繰り返し(踊り字)



まちの投句箱

葛句会十一月例会句会 於 町民センター

- 毒茸それほど強く踏まずとも 伊井 はじめ
 軍手には右左なし松手入 伊藤 富子
 色変えぬ松あふれる爪楊枝 川嶋 健佑
 新米を先ず荒神様へ供へけり 金谷 重子
 無住寺を抱きて山の眠るかな 金谷 文恵
 小鳥来る絵文字も入れてEメール 谷 きよし
 川風の通る軒端を秋の蝶 布 康江
 忘れいし亥の子唄きく山の村 ひの たいら
 収穫の手伝い数多柚子の山 三好 カンナ

お誕生おめでとうございます

(敬称略)

- (住所) (保護者) (出生児) (性別)
 吉野 吉本 翔吾 悠生 女
 健やかな成長をお祈りいたします。

お悔み (敬称略)

(住所) (死亡者) (享年)

- 松丸 岩城ミヨコ 91歳
 延野々 山吹農生夫 76歳
 豊後 上川喜代子 88歳
 豊前 有馬フクコ 98歳
 豊前 井上 久子 93歳
 蔵生 榎谷 哲玄 68歳

ご冥福をお祈りいたします。

ご寄付お礼 (敬称略)

☆社会福祉協議会へ

- 加藤 忠 松野町
 榎谷都喜美 松野町
 岩城 正人 広島県
 山吹 清子 松野町
 有馬 義幸 松野町
 ありがとうございます。

町の人口

平成30年11月30日現在
 ※外国人を含みます。

世帯数 2,060世帯(前月比 +24世帯)

総人口 4,006人(前月比 +16人)
 男1,875人 女2,131人

【11月中の異動】

○出生 1人 ○死亡 10人
 ○転入 43人 ○転出 18人

農業委員会だより (1月号)

現況地目が変わった場合は法務局で地目変更登記をしましょう

農地転用の許可を得て所有権の移転や住居を建築した場合でも、建物の登記をしただけでは、土地の登記上の地目は農地のままです。これは不動産登記法と農地法という異なる法律があるためです。

不動産登記法第37条で地目又は地積に変更があったときは、所有者は1か月以内に当該変更の登記を申請しなければならぬとされています。しかしながら、事業が完了しても地目変更登記をしていない場合があります。このように地目変更登記をしていない場合、何年か経過し、再度土地の所有権等を移転させようとしても、登記地目が農地のままであるため、すぐには移転手続きができないこととなります。転用事業が完了したら必ず法務局に地目変更登記を申請してください。

また、農業委員会が毎年実施している農地の利用状況調査の結果により、長年耕作が放棄され森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合には、非農地通知書を所有者等に送付する場合があります。その場合も、法務局で地目変更登記をしなければ登記上の地目は変わりませんのでご注意ください。

ご不明な点は、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

女性農業委員伝言板

No.15

11月22日(木)に松野西小学校で、26日(月)に松野東小学校で、食育郷土料理教室を開催しました。この料理教室は農業委員会が主催したもので、本町農業の振興を図るうえで欠かせない、未来の農業を支える子どもたちに郷土の農作物やそれを使った郷土料理を知ってもらい、農業への関心を深めてもらうことを目的に実施しました。今回は、生活研究協議会の雪輪グループにもご協力をいただきました。

今回作ったメニューは、本町でとれた餅米を使った「あられ」と「おはぎ」の2品です。

あられ作りは、七輪を使ってあられの素となる「かきもち」を炒る昔ながらの手法で行いました。最初は小さなかきもちですが、専用の網の上で炒り続けると少しずつ膨らみ、2〜3倍ほどの大きさになります。子どもたちは、最初はなかなか膨らまないあられに悪戦苦闘していましたが、コツを教えてもらいながら、次第に大きくなるあられを見て嬉しそうにしていました。

続いておはぎ作りです。炊きたての餅米を潰して丸め、あんこを包み、きなこや青のりをまぶしてできあがりです。子どもたちは餅米の熱さに苦戦していましたが、分量や大きさに気を付けながら、一つずつ丁寧におはぎを丸めていました。中には余ったあんこで餅米を包んで作った班もありました。

最後にみんなで試食をしました。子どもたちからは、「おはぎもあられも作ったのは初めてだったけど、おいしくできた」「作り方を教わったので、家でも作ってみたい」などの感想が述べられました。

以前はどこの家庭でもよく作られていた料理ですが、近年は自分で作るころは少ないように思います。これまで長く続いてきた昔ながらの味を、ご家庭でも作ってみてはいかがでしょう。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局
☎42・1114

各種無料相談所の開設について

1 行政相談

- 【日時】 1月10日(木)10時〜12時
- 【場所】 町民センター 1階 婦人室
- 【内容】 行政に関する苦情や要望
- 【相談員】 山崎 ルリ子 (行政相談委員)

2 心配ごと相談

- 【日時】 1月10日(木)10時〜12時
- 【場所】 町民センター 1階 老人室
- 【内容】 心配ごと相談
- 【相談員】 民生児童委員

3 人権相談

- 【日時】 1月10日(木)10時〜12時
- 【場所】 町民センター 1階 老人室
- 【内容】 人権相談
- 【相談員】 人権擁護委員

県立図書館の図書の遠隔地返却サービスをご利用ください

遠隔地に居住する方が、県立図書館に来館して個人で借りた図書を、お近くの市町の図書館等の窓口に戻却することができる便利なサービスです。詳しくは県立図書館ホームページをご覧ください。直接、県立図書館へお問い合わせください。

【HP】 <https://www.ehinetosyokan.jp>

【問い合わせ先】 県立図書館

☎089・941・1441

✉tosyokan@pref.ehime.lg.jp



調理師業務従事者届出について

調理業務に従事している調理師の方は、調理師法に基づき、2年ごとに届出が義務付けられています。現在、調理師免許を取得しており、かつ集団給食施設又は飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業で調理に従事している方は、調理師業務従事者届に平成30年12月31日現在の状況を記入して、1月15日までに届出を行ってください。

なお、届出用紙は保健所に準備しているほか、県HP (<http://www.pref.shime.jp/>) からダウンロードできます。

【提出・問い合わせ先】

〒798-8511 宇和島市天神町7番1号
宇和島保健所 生活衛生課 生活衛生係
☎ 22・5211 (内線265)

市立宇和島病院の外来診療受付時間について

市立宇和島病院の外来診療受付時間は、平日(年末年始、祝日を除く) 8時30分から12時までです。予約、専門外来及び3次救急患者を除き、午後の受付は行っておりませんので、ご了承ください。日常的な予防や治療は「かかりつけ医」に診療していただき、専門的な治療が必要な場合は、「かかりつけ医」の先生からの紹介状を持って、市立宇和島病院を受診していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】 市立宇和島病院医事課

☎ 25・1111

県営住宅の空家待ち入居者を募集

既設の県営住宅に空家が生じた場合に入居していただく世帯を、次のとおり募集します。今回の申込みは、次年度の抽選日の前日まで有効です。

【申込期間】 平成31年2月1日(金)～8日(金)

(申込書の配布は1月15日(火)から)

【申込場所】 県南予地方局建設部建築指導課

(宇和島市天神町7番1号 県南予地方局庁舎3階)

【入居順位の抽選】

・日時 3月6日(水)13時30分

・場所 南予地方局庁舎7階会議室

【家賃】 申込者等の収入等に基づき、公営住宅法に定める方法により算定されます。

【申込資格】

次のア、イ、ウのすべてに該当する方
ア 現に同居し又は同居しようとする親族があり、

住宅に困窮している方(単身者でも申込みが可能
な場合があります。)

イ 公営住宅法に定める収入基準に適合する方

ウ 入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力

団員による不当行為の防止等に関する法律(平成

3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

【入居予定日】 空家ができ次第、入居順位に従い連絡

【問い合わせ先】

県南予地方局建設部建築指導課
☎ 22・5211 (内線425)

愛媛県被災市合同任期付職員募集(総合土木)

平成30年7月豪雨の被災市(宇和島市・大洲市・西予市)では、復旧・復興の即戦力となる技術系の任期付職員を募集します。受付期間は12月21日(金)から1月25日(金)です。年齢制限はありません。第1次試験は書類選考、第2次試験は面接試験です。詳しくは愛媛県被災市合同任期付職員募集ホームページ (<http://www.pref.shime.jp/t10800/snichoshinko/godobosyu/>) をご覧ください。

あなたの力を復旧・復興にお貸しください。

【問い合わせ先】 県市町振興課

☎ 089・912・2211

「ひきこもり相談」のご案内

宇和島保健所では、保健師による「ひきこもり相談」を行っています。

自宅に6か月以上ひきこもり、学業や仕事に就かず、家族以外の人と親密な対人関係がもてない状態が続いてお困りの本人や家族の皆さん、一人で悩まないでご相談ください。一緒に考えていきましょう。

【日時】

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

8時30分～17時15分

【対象者】

原則としてひきこもりの本人が18歳以上である場合の本人及び家族

【相談方法】

電話相談(随時)又は来所相談(予約制)

【費用】 無料

【申込・問い合わせ先】

宇和島保健所健康増進課
☎ 22・5211 (内線275・283)

「南予いやしのものがたり」作品募集!

平成30年7月豪雨により、南予も甚大な被害を受けました。苦しいときもあるけれど、「一日も早く復興したい」。この気持ちは一つです。辛いとき、悲しいとき、あなたを励まし助けてくれた人は誰ですか。頑張りたいたいとき、前を向きたいとき、あなたの背中を押してくれた場所、風景はどこですか。南予であなたが体験した心が温まる、いやしのエピソード、あなたが撮った、いやしの写真をお寄せください。

【募集期間】 12月3日(月)～2月4日(月)

【募集規定】

・エピソードの部

日本語で400字以下(タイトル、氏名は文字数に含めない)

・写真の部

A3に引き伸ばしても画像が荒くならない程度の

画素数の写真(紙媒体での提出不可)

【募集方法】

・エピソードの部

郵送、電子メール、SNS(ツイッター)でのハッシュタグ投稿(＃南予いやしのものがたり)

・写真の部

電子メール、SNS(ツイッター、インスタグラム)

でのハッシュタグ投稿(＃南予いやしのものがたり) 詳細は県ホームページをご覧ください

【問い合わせ先】 県南予地方局 総務企画部 地域政策課

☎28・6143 FAX25・3724

✉nan-seisaku@pref.ehime.lg.jp



愛媛労働局からのお知らせ

1月31日(木)は、労働保険(労災保険・雇用保険)料の第3期分の納期限です。

事業主の皆さんへは、1月21日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。

不明な点等は、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 愛媛労働局労働保険徴収室

☎089・935・5202

自動車事故被害者援護制度について

自動車事故対策機構(NASVA)では、自動車事故被害者のための事業を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

1 育成資金貸付制度

【対象】 自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障がいを負った方の0歳から中学校卒業までの子ども

【返済期間】 中学卒業後20年以内

※大学進学の場合猶予あり

2 介護料支給制度

【対象】 自動車事故が原因で、脳・脊髄・胸腹部臓器に重度の後遺障がいを負い、常時又は随時の介護が必要な状態にある方

【問い合わせ先】 自動車事故対策機構 愛媛支所

☎089・960・0102

放送大学入学生募集のお知らせ

放送大学は、平成31年4月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

詳しい資料を送付しますので、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 放送大学愛媛学習センター

☎098・923・8544

1月納期(町税等)のお知らせ

今月の納付期限は次のとおりです。期限までに納付しましょう。

税目	納期限
町県民税(4期)	1月31日(木)
国民健康保険税(7期)	
介護保険料(7期)	
後期高齢者医療保険料(7期)	

【問い合わせ先】 町民課 ☎42・1112

平成30年11月18日執行 愛媛県知事選挙結果

愛媛県知事選挙は、平成30年11月18日に投票が行われ、即日開票されました。
本町の投・開票結果は、次のとおりです。



◆ 投票区別投票率

投票区	地区名	有権者数(人)	投票者数(人)	投票率 (%)
第1	松丸	581	382	65.75
第2	延野々	468	321	68.59
第3	豊岡後	390	275	70.51
第4	豊岡前	502	301	59.96
第5	富岡	232	177	76.29
第6	上家地	51	29	56.86
第7	目黒	278	212	76.26
第8	吉野	477	348	72.96
第9	藤生	277	189	68.23
第10	奥野川	187	143	76.47
合	計	3,443	2,377	69.04

◆ 候補者別得票数（届出順）

候補者氏名 (党派別)	得票数等
田尾幸恵 (無所属)	61票
和田宰 (無所属)	115票
中村時広 (無所属)	2,180票
有効投票数	2,356票
無効投票数	21票
投票総数	2,377票

宇和島地区広域事務組合職員募集

平成31年度採用の職員を募集します。

職種	人数	受験資格
児童指導員	若干名	昭和49年4月2日以降生まれで、児童指導員任用資格を有する方又は平成31年3月末までに資格取得見込の方 ●児童指導員任用資格とは・・・ ○ 社会福祉士の資格を有する方 ○ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する方 ○ 学校教育法の規定による大学又は大学院で、社会福祉・心理・教育・社会のいずれかに関する学部・研究科・学科・専攻を卒業した方 ○ 精神保健福祉士の資格を有する方 ※そのほか詳細については、試験案内又は「愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第60条」を参照ください。

【1次試験】

職種	内容	試験日(1次試験)
児童指導員	教養試験(高卒程度)、職場適応性検査、作文	平成31年2月3日(日)

※2次試験(面接試験)は、1次試験合格者のみに通知します。

※ 受験資格等の詳細は、試験案内で確認してください。

※ 1次試験会場は、宇和島市役所の会議室を予定しています。

【採用年月日(予定)】 平成31年4月1日

【試験案内・志願票】 組合事務局管理課、組合福祉施設又は組合ホームページにあります。

※ 郵便で請求する場合は、「職員志願票請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(92円切手を貼り、宛先を書いた長形3号サイズ)を同封し、問い合わせ先へ郵送してください。

【受付期間】 下記期間の執務時間中(必着)

受付期間
平成30年12月20日～平成31年1月18日

【問い合わせ先】

〒798-8601 宇和島市曙町1番地 宇和島地区広域事務組合管理課人事係 ☎22-8664
--

宇和島税務署からのお知らせ

まもなく所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となります。
確定申告の準備をお願いします。

○ 確定申告会場は平成31年2月18日(月)から

宇和島税務署の確定申告会場の開設期間は、平成31年2月18日(月)から3月15日(金)までです。(土、日曜日を除く)
上記の期間より前は確定申告会場を設置しておりませんのでご注意ください。(ただし、作成済みの申告書等の提出は受け付けています。)

受付時間は、8時30分(相談開始は9時)から16時です。ただし、会場の混雑状況により、16時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

期間中、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

また、駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関などをご利用ください。

○ 電話による申告相談をご利用ください

平成31年1月18日(金)から3月15日(金)まで、「確定申告電話相談センター」で所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関する質問や相談にお答えします。

なお、土・日・祝日については、2月24日(日)及び3月3日(日)のみ、電話相談を行っています。

宇和島税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『0』を選択してください。

※ 確定申告以外の国税に関する一般的な質問や相談を希望される方は、宇和島税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『1』を選択してください。「電話相談センター」へおつなぎします。

○ 医療費控除が改正されています

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受けられる場合には、医療費領収書の提示・提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

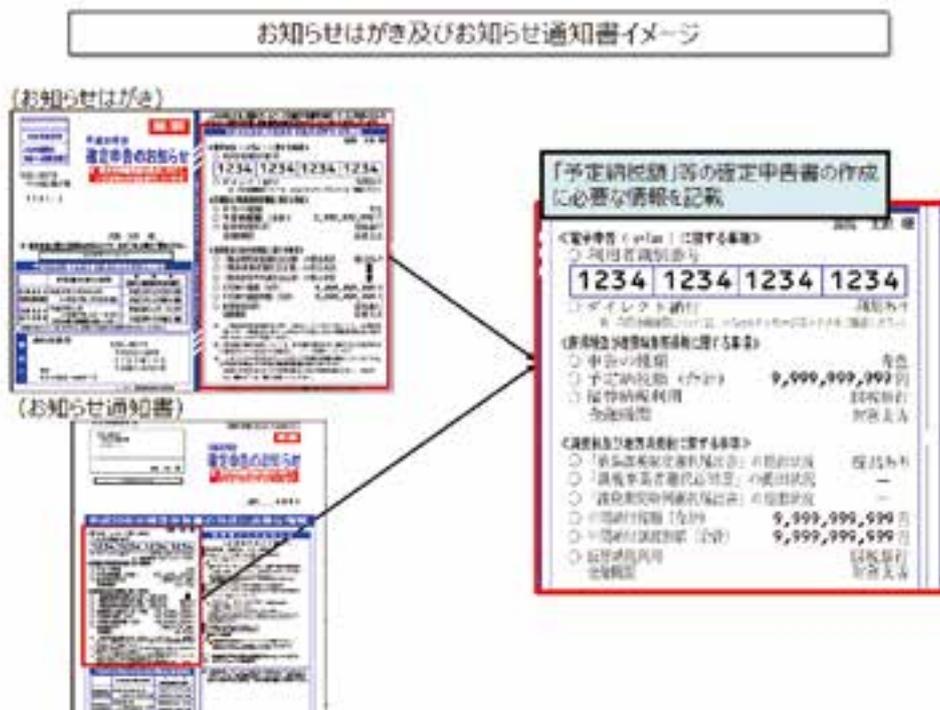
※ 領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

※ 平成31(2019)年分までの確定申告では、これまでのとおり領収書を提出することも可能です。

○ マイナンバーの記載忘れにご注意ください

○ 平成31年1月から、e-Taxの利用手続きがより便利になりました

○ 確定申告書用紙に代えて、確定申告の「お知らせはがき」又は「お知らせ通知書」を送付しています



その他詳細は、町ホームページにも掲載しています。

ご不明な点や、各種書類については、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

宇和島税務署 ☎22-4511 宇和島市堀端町1番38号

(自動音声でご案内しますので、案内に従い用件の番号を選択してください。)

平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります！

○ 免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月の国民年金保険料が免除されます。

※ 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。
（死産、流産、早産された方を含みます。）

○ 対象者 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

○ 届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。
※ ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

○ 届出先 お住まいの市（区）役所又は役場の国民年金担当窓口

○ 施行日 平成31年4月1日

〈よくあるご質問〉

Q 1 平成31年3月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか？

A 1 施行日が平成31年4月ですので、平成31年4月1日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後免除期間が決定されます。3月に出産した場合は、4月分、5月分の保険料が免除になります。

Q 2 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？

A 2 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

Q 3 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか？

A 3 産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

Q 4 出産後に届出することはできますか？

A 4 出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間となります。

Q 5 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？

A 5 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

平成31年4月から日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードすることができるようにする予定です。また、記入の方法も併せて掲載する予定です。提出の際は以下の書類をご用意ください。

○ 添付書類について

出産前に届書の提出をする場合：母子健康手帳など

出産後に届書の提出をする場合：出産日は市区町村で確認できるため原則不要

ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

○ 個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について

届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①及び②を提示してください。

① マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

② 本人確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

【問い合わせ先】

宇和島年金事務所国民年金課 ☎22-5344

日本年金機構

<http://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

で

検索

忘れずに
手続きを
しましょう！



医療・保健福祉情報コーナー

怪我の応急措置について

・そもそも傷はどのように治るのでしょうか？

「すり傷」「切り傷」「やけど」などは全て「傷」として一括りにできます。なのでこれらの治り方は全て同じです。

「傷」というのは簡単にいうと、「怪我をしてしまった部分の皮膚が一部無くなってしまった状態」と言い換えることができます。その時に体はどのような反応をするかという、無くなってしまった部分の皮膚を再生させようとしています。「皮膚の再生」とは少し細かく言うと、「皮膚の細胞を増殖させる」ということです。この細胞の増殖には水分が不可欠です。（水をあげたら植物が大きくなるのも原理としては同じことです。）なので、傷を治す場合は「傷口を乾かさないようにする」というのが最も重要です。



・傷口を乾かさないようにする

傷口を乾かさないようにして治していくことの大きなメリットは、「治りが早いこと」と「治っていく過程で痛みが少ないこと」です。最近ではこの「傷口を乾かさないようにする」ことの重要性が広く認知されてきているので、傷が乾かないような絆創膏のコマーシャルがテレビで流れたりしています。また病院に行くまでの応急処置としては食品包装用ラップも代用できます。傷口にラップを当てておくだけでも傷口の乾燥を防ぐことができるので便利です。ちなみにガーゼはずっと傷口に当てていると、ガーゼが傷口の水分を吸い取ってしまって傷口が乾いてしまうので、傷の治りが悪くなります。またガーゼは傷口に張り付くので、剥がすときに痛みを伴うのもデメリットです。

・やけどの応急処置に応用

冬になると怪我の中でもやけどをする人が増えてきます。その場合の応急処置についてです。まずは冷却が大事ですが、時間としては10～15分くらいで十分です。やけどをするとヒリヒリ痛みますが、その痛みを抑えるために有効なことは冷却ではなく、やけどした所を乾かさないようにすることです。傷口を乾かさなくことの重要さはやけどでも同じです。家庭での応急処置としては先ほども少しふれましたが、やけどした所をラップで覆うという方法があります。やけどを治す意味でも痛みを抑える意味でも有効です。もし家にワセリンがあればそれをやけどした所に塗ると、より乾燥を防ぐことができるのでより効果的です。

怪我をしないことが何より大事ですが、もし怪我をしてしまったら病院に行くまでの応急処置として今回の内容が役に立てば幸いです。

中央診療所 所長



～中央診療所の外来診療時間～

受付時間 7時～11時30分 12時～17時 診療時間 9時～12時 14時～17時15分
 ○土・日・祝祭日・年末年始は休診です。（開業医、休日当番医をご確認ください）
 ○健康診断、予防接種等に関する予約等については診療時間内にお問い合わせください。

～出張診療所外来診療時間～

目黒診療所：1月9日(水)、吉野診療所：1月10日(木)、谷口診療所：1月17日(木)
 受付時間 13時～16時 診療時間 13時30分～16時30分

看護師緊急募集中！ 【問い合わせ先】 中央診療所 ☎42-0707



年末年始の公共施設等の案内

12月28日(金)～平成31年1月4日(金)の公共施設やサービスの利用は表のとおりです。
詳しくは、役場までお問い合わせください。

○：利用可 ー：休み

	12月				1月			
	28日(金)	29日(土)	30日(日)	31日(月)	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)
役場・支所	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○
中央診療所外来診療	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○
松野町隣保館・森の国ふれあいセンター	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○
虹の森公園	○	○	○	○	ー	○	○	○
森の国ホテル・森の国ロッジ	当面の間休業							
森の国ぼっぼ温泉	○	○	○	○	○	○	○	○
不器男記念館	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
目黒ふるさと館	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
広見斎場	○	○	○	○	ー	○	○	○
コミュニティバス	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	○
ごみ収集	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○
その他公共施設	使用可能（事前予約等が必要な場合があります。）							

【問い合わせ先】 松野町役場 42-1111（代表）

第2回「JR予土線絵画コンテスト」作品募集

愛媛県予土線利用促進対策協議会は、県と沿線市町（宇和島市・鬼北町・松野町）で構成された協議会で、JR予土線の利用促進・普及啓発に取り組んでいます。今回、予土線の魅力発掘を目的に「予土線絵画」を募集します。

【募集テーマ】 「予土線の夢」テーマに沿って自由に描いた作品を募集します。

【応募締切】 1月31日(木)まで（当日消印有効）

【募集部門】 きらきらキッズ部門：小学6年生以下
青春部門：中学1年生から高校3年生まで
いい大人部門：18歳以上（高校生は除く）

【応募規定】 はがきサイズの絵画とし、絵はがきでも絵手紙でもかまいません。

【応募方法】 ・郵送により応募してください。（1人何枚でも応募可。ただし、受賞については1人1作品まで）
・郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記。
・ペンネームがある場合は記載。（ペンネームがない場合、実名での公開）

【応募・問い合わせ先】

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343番地

ふるさと創生課内 「第2回JR予土線絵画コンテスト作品募集」係

☎42-1116（内線332）

※詳細は町ホームページをご覧ください。



マイナンバーカードを取得して手続きをもっと楽に！

マイナンバーカードとは？

ICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示されており、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書等、様々なサービスに利用できるカードです。

具体的な利用場面・利用方法

☆後期高齢者医療の各種申請手続き

・本人確認書類・マイナンバーの記入を**カンタン**に！

保険証の再発行申請等において本人確認書類の不足に困ることなく申請ができます。

また、後期高齢者医療の各種申請手続きにはマイナンバーの記入が必要なため、カードをお持ちなら簡単に記入ができ、スムーズに申請ができます。

☆確定申告

・確定申告時、本人確認書類とマイナンバーの確認を**ひとつ**に！

確定申告にはマイナンバーの記載のあるものと本人確認書類の提示・添付が必要ですが、マイナンバーカードであればひとつで確認ができます。 ※そのほか各種申請・手続き等にもご利用いただけます。

・申請方法は通知カードに同封されていたパンフレット又は地方公共団体情報システム機構HPをご覧ください。

・初回の発行手数料は無料です。

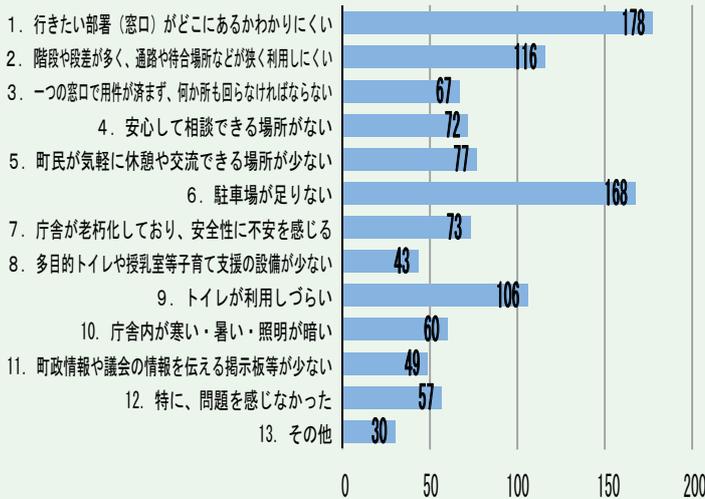
・申請したカードは約1か月後、役場にて受け取りが可能です。

※受け取りについては後日送付されるハガキ「個人番号カード交付・電子証明書発行通知兼照会書」に来庁時必要な書類等の記載がありますので、確認の上お越しください。

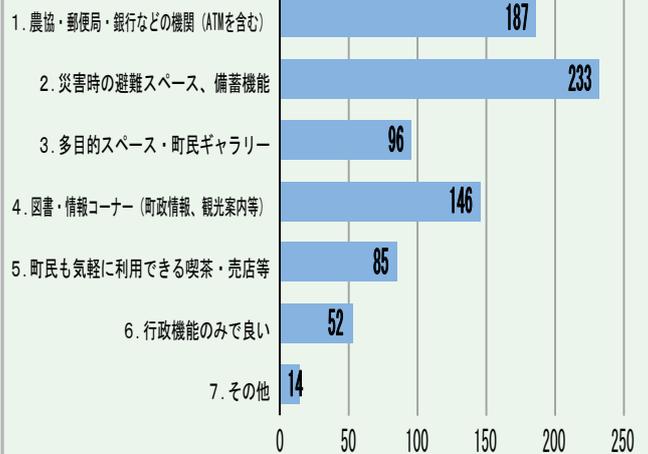
申請について分からないことや質問があればお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 町民課 ☎42-1113（内線262・263）

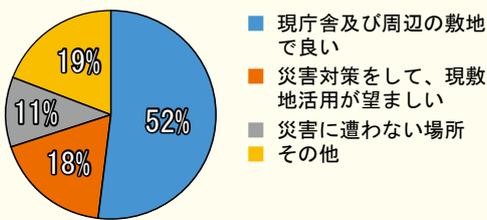
役場に来た際に、不満・不便と感じたこと



新庁舎にあれば良いと思うスペース



新庁舎の位置についてのご意見 (自由記述)



新庁舎の位置についての主な意見

誰もが混乱することなく、利便性、費用の抑制を考えると、現庁舎及び周辺の敷地で良い。
かさ上げ等水害対策を実施するのなら、今の場所が交通の利便さを考えても最適。
現在地が適当と思うが、防災等の安全性に配慮してほしい。
水害に遭わない高台に移転すべき。
他の場所（バイパス・道の駅周辺、松野西小学校・中学校周辺、旧役場、J A えひめ南松野支所、東小学校の上の土地等）

新庁舎建設のあり方などについての主な意見

災害に強く、子どもから大人まで誰でも分かりやすい、安心・安全な庁舎として欲しい。
土日でも利用できるような図書コーナーや交流スペースなど、気軽に利用できる場所があれば嬉しい。
自動販売機と広めの交流スペースがあれば、喫茶店・売店は運営も難しいと考えるため必要ない。
森の国松野らしい木材の利用をして、松野町のシンボルになるような庁舎が良い。
町民の負担にならないよう、質素でコンパクトな建物にし、維持管理費も抑制するべき。
役場に行くと駐車場が満車のことが多いため、駐車スペースを増やして欲しい。
新庁舎建設だけでなく、役場職員の利用者への対応について、明るく丁寧にしてもらいたい。
庁舎周辺の整備も同時に行い、公道や河川等の浸水対策も必要。

本アンケートの結果、多くの町民の皆さまが新庁舎に求めるものとしては、

- 第一に、災害対応の拠点となる安心・安全な庁舎であること
 - 第二に、子どもから大人まで、誰もが利用しやすい庁舎であること
- であることが分かりました。

この他、自由意見では、新庁舎に望む施設や設備等の具体的なご意見や、職員の対応等に関するご指摘もいただきました。これらのご意見等を踏まえ、松野町新庁舎建設基本計画の策定に取り組みとともに、職員は町民の皆さまに親切丁寧な対応を心掛け、気持ちのよい挨拶を励行するよう努めていきます。なお、詳しい調査結果については、町ホームページ、役場本庁、吉野生支所、中央診療所にて閲覧できますので、ご覧ください。

また、現在、松野町新庁舎基本計画（案）について、意見公募を行っています。応募については町ホームページをご覧ください。また、役場本庁、吉野生支所、中央診療所に設置してあります実施概要をご確認ください。皆さまからのご意見をお待ちしています。

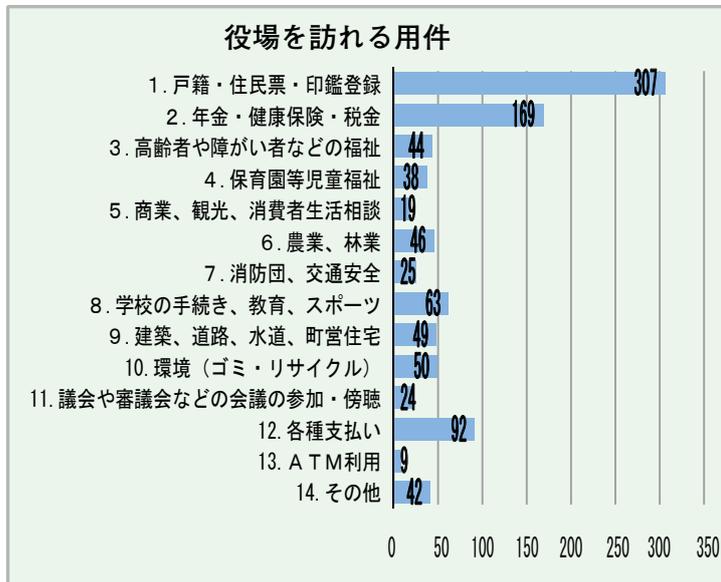
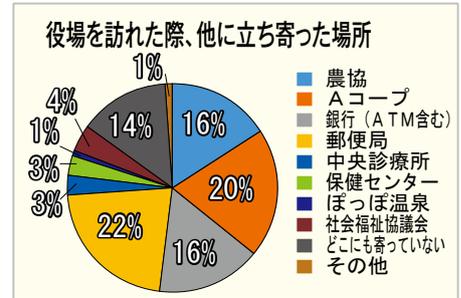
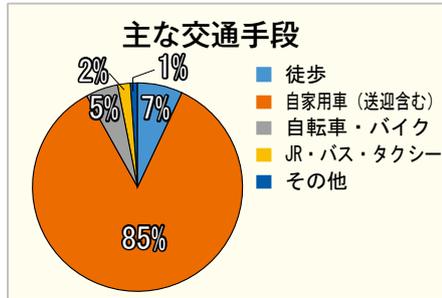
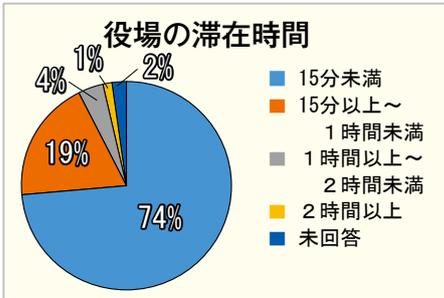
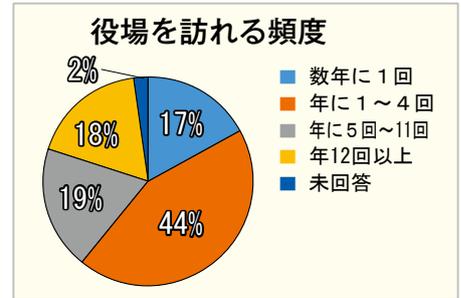
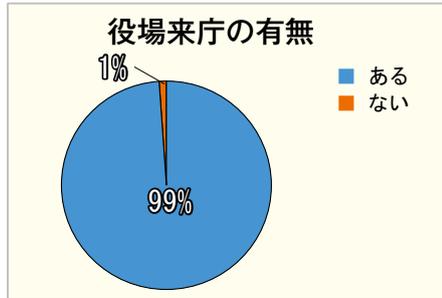
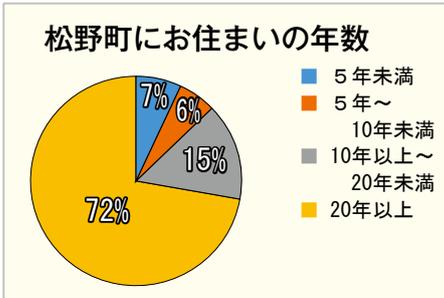
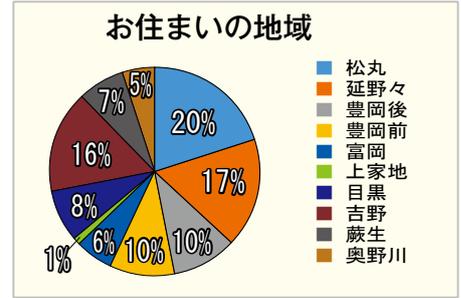
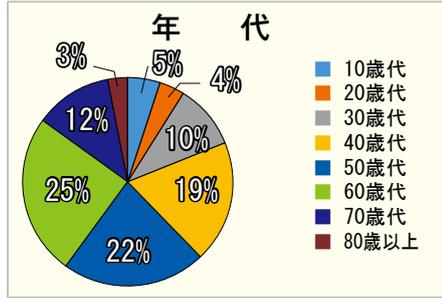
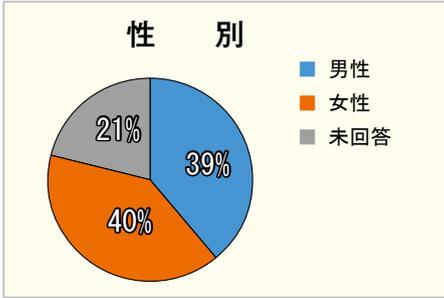
【問い合わせ先】 総務課 庁舎建設室 ☎42-1111（内線218）

新庁舎建設アンケート調査の結果について

1 調査の概要

- (1) 調査目的 新庁舎建設基本計画の策定にあたり、新庁舎の建設に関する町民の意見を集約させていただくために調査を行いました。
- (2) 調査期間 平成30年10月24日(水)～平成30年11月30日(金)
- (3) 調査方法 ア 郵送（本町の住民基本台帳から16歳以上の800名を無作為に抽出し、700名の方に郵送）
イ 住民座談会等の会議時、役場窓口、町HPへの掲載
- (4) 回収数 ア 318通（45.4%） イ 77通
計 395通

2 調査結果



運営等の状況の公表

5 職員のサービスの状況

地方公務員法では、サービスの根本基準として、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

松野町では、サービスの宣誓に関する条例をはじめとして、サービスに関する各種の規定により、住民の疑惑や不信を招くことのないよう、機会あるごとに注意を喚起し、サービス規律保持を図っています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の実施状況

研修名	日程	参加者
人権・同和教育研修会	5月15日・16日	84人
新規採用職員研修会	5月17日～19日	5人
法令実務能力の向上	5月22日～26日	1人
人事評価研修	6月5日	41人
こころの健康づくり講座	7月11日・8月8日	65人
四国地区人権教育研究大会	7月13日	1人
クレーム対応講座	8月8日	1人
県人権対策協議会地域啓発講座	9月24日	3人
南予地区人権・同和教育研究大会	10月17日	1人
市町職員課長級研修会	11月1日～2日	1人
災害発生後の市町村の役割	11月6日～8日	1人
社会福祉施設長資格認定講座	11月19日～23日	1人
全国人権・同和教育研究大会	12月1日～3日	1人
市町職員人権研修	12月8日	3人
市町職員係長級研修会	1月29日～2月1日	1人
人事評価研修（評価者）	2月21日	25人

(2)勤務成績の評定の状況

人事評価制度を導入し、能力・実績に基づく人事管理を行なうことにより、公務能率の向上を図った。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)福利厚生制度に係る負担状況（普通会計決算）

区分	負担金額
愛媛県市町村職員共済組合	80,349千円
愛媛県市町村職員互助会	642千円

(2)健康診断等の状況

区分	概要
職員健康診断	12月19日、コミュニティセンターにおいて、職員定期健康診断を行いました。
健康相談	上記職員健康診断後に、産業医、保健師による健康相談を実施し、職員の健康確保に努めました。
産業医職場巡視	月に1回、産業医と人事担当者が職場巡視を行い、業務環境を通じて健康障害の防止等に努めました。

(3)職場の安全衛生の状況

労働安全衛生法等に基づき、衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全と健康の確保のため安全衛生管理体制を整備しています。

(4)公務災害の状況

区分	認定件数	災害の概要
公務中	0	
通勤災害	0	

8 公平委員会に係る業務の状況

- (1)勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- (2)不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし
- (3)苦情の処理の状況 該当なし

松野町人事行政の

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び松野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成29年度における人事行政の運営等の状況概要を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の採用及び退職の状況

区分 職種	採用	離職							合計	職員数	
		退職				免職				平成29年度末現在	
		定年	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職			
一般行政職	7	2	0	0	0	0	0	0	2	一般職員	87人
医療職	1	0	1	0	0	0	0	0	1		
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	8	2	1	0	0	0	0	0	3		

(注) 一般行政職には、他に区分されない職種も含まれています。

2 職員の給与の状況

(1)人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
29	4,037	3,389,087	67,498	544,375	16.1	15.3

(2)職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
29	67	204,289	27,756	85,627	317,672	4,741

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間等

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間	土・日曜日

(注) 1 勤務によっては始業、終業、週休日などが異なる場合があります。

(2)休暇

種類	休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等	
有給休暇	年次有給休暇	1年につき20日（前年の繰越日数の上限20日のため、最高40日）	
	病気休暇	公務災害、通勤災害の場合は必要と認められる期間 結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については90日を超えない範囲内で必要と認められる期間	
	特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 (主な休暇) 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、夏季休暇、その他 その他：裁判員、証人等として出頭する場合、骨髄提供者となる場合、ボランティア活動に参加する場合、子の看護をする場合、災害時など	公民権の行使 必要と認められる期間
			産前休暇 8週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に出産の日まで
			産後休暇 出産後8週間
			忌引 配偶者・父母の場合7日等
結婚休暇 連続する5日の範囲内の期間			
夏季休暇 7月から9月までの期間内における連続する3日の範囲内の期間			
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合 一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分 (単位：人)

休職	降給	降任	免職
0	0	0	0

※分限処分とは、職員がその職責を十分果たすことができない場合に、公務能率を維持するため、職員の意に反して行われる処分のことをいいます。

(2)懲戒処分 (単位：人)

戒告	減給	停職	免職
1	1	0	0

※懲戒処分とは、職員の義務違反に対して任命権者が課する制裁であり、職員の道義的責任を明らかにすることにより地方公共団体の規律と秩序を維持するための処分です。

1月の森の国行事予定表

発行／松野町役場

編集／総務課

〒708-2102 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343
☎0895・42・1111

URL: <http://www.town.matsuno.ehime.jp/>
E-mail: im-sounnu@town.matsuno.ehime.jp

日	曜日	予 定
1	火	元日 市立宇和島病院 外科 ☎25-1111 市立宇和島病院 内科 ☎25-1111 市立宇和島病院 小児科 ☎25-1111 旭川荘南愛媛病院 ☎45-1101
2	水	JCHO宇和島病院 外科 ☎22-5616 JCHO宇和島病院 内科 ☎22-5616 やくしじこどもクリニック ☎24-1386 市立津島病院 ☎32-2011
3	木	平成31年成人式 友松外科・胃腸科 ☎22-0410 清家消化器内科クリニック ☎22-2266 上田小児科・外科 ☎25-0100 町立北宇和病院 ☎45-3400
4	金	
5	土	
6	日	河野整形外科クリニック ☎22-1822 山下クリニック ☎22-5030 こおり小児科 ☎24-5633 鬼北町国保三島診療所 ☎48-0074
7	月	
8	火	小中学校始業式
9	水	
10	木	
11	金	
12	土	
13	日	加藤整形外科 ☎22-7111 清水内科・循環器内科 ☎22-1492 山下小児科 ☎23-0055 市立吉田病院 ☎52-0611
14	月	成人の日 二宮整形外科 ☎25-8600 吉田内科泌尿器科医院 ☎25-1330 こばやし小児科 ☎23-1150 旭川荘南愛媛病院 ☎45-1101
15	火	
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	第51回松野町駅伝大会 小川クリニック ☎23-3599 山本内科医院 ☎22-5100 こばやし小児科 ☎23-1150 いしむら整形外科 ☎20-6635
21	月	
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	森の国人権の集い
27	日	ますだクリニック ☎23-6611 楠崎内科 ☎24-2211 やくしじこどもクリニック ☎24-1386 松崎クリニック ☎58-4828
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	

ごみ収集日程表

可燃物

月	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
火	松丸・吉野・蕨生・奥野川
水	
木	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
金	松丸・吉野・蕨生・奥野川

※吉野葛川地区…毎週火曜日

不燃物 資源

月	松丸・吉野・蕨生・奥野川
火	
水	
木	
金	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒

※上家地…第1・第3金曜日
吉野葛川地区…第2・第4月曜日

PETボトル びん・かん

月	
火	
水	町内全域
木	
金	

※上家地…第2・第4水曜日
吉野葛川地区…第1・第3水曜日

古紙類

月	
火	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
水	
木	松丸・吉野・蕨生・奥野川
金	

※上家地…第2火曜日
吉野葛川地区…第1木曜日

**混ぜればゴミ！
分ければ資源！**
**ゴミの減量化に
ご協力ください！**

※休日当番医は、変更になることがありますので、新聞や電話等で確認し、事前に症状を説明し受診しましょう。